

## 1 景品表示法を取り巻く社会環境の変化への対応に関するもの

### （ステルスマーケティング等）

- ・ステルスマーケティング等への対応として、必ずしも違反認定をして命令を行うという枠組みに捉われることなく、何ができるかを検討することが必要ではないか。
- ・アフィリエイトサイト、ステルスマーケティング、サクラレビューなど、商品・役務の供給主体が表示を行うという前提が崩れており、対応策を検討する必要があるのではないか。また、プラットフォーム提供者の責任もポイントとなるのではないか。違反要件のうち、特に供給主体性についての検討が必要ではないか。
- ・イーコマース、キャッシュレスなどデジタル化が進んでいるところ、景表法がそれに追いついていない部分もあるのではないか。デジタル分野の景表法の規制について事業者の予測可能性が十分とはいえない部分があるのではないか。
- ・最近、特にインターネット上ではダークパターンと呼ばれる人間の認識や決定を誘導する技術が利用されており、対応策を検討する必要があるのではないか。
- ・インターネット取引におけるトラブルの多くが、表示・広告を誤認したことによるものというのが消費者相談現場の実感である。

**（プラットフォーム）** プラットフォーム上で行われる不当表示について、全ての事業者の不当表示に行政が対処することは困難なので、プラットフォーム提供者を通じた普及啓発なども必要ではないか。

## 2 厳正・円滑な法執行の確保及び不当表示等の早期是正等のための方策に関するもの

**（命令以外の対応）** ステルスマーケティング等への対応として、必ずしも違反認定をして命令を行うという枠組みに捉われることなく、何ができるかを検討することが必要ではないか（再掲）。

**（課徴金制度）** 課徴金制度の運用における問題点の有無を明らかにし、実効的かつ望ましい姿を検討してはどうか。

### （執行の連携等）

- ・健康食品などについては、薬機法や健康増進法との執行連携も必要ではないか。消費者被害の回復の観点では、不当表示事案において、景品表示法のみならず、不実告知に基づく契約取消権の規定もある特商法との執行連携が重要ではないか。
- ・消費者被害を防ぐための消費者教育は重要だが限界もあるので、事業者による適切な措置、行政による規制・執行の強化、景表法と特商法などとの強い執行連携も必要ではないか。

**(海外法人に対する調査・法執行)** 海外法人への執行権限の強化が必要ではないか。現状のインターネット環境等を踏まえると、日本国内に拠点を置かずに事業を行っている事業者も多い。国内に事業者の拠点がないと調査・執行が行えず、当該事業者が野放しになってしまうとしたら問題ではないか。

**(誤認解消措置（一般消費者への周知）の方法)** 現在の誤認解消措置として承認されている周知方法である、日刊新聞紙への掲載は、デジタル化が進展している現在の社会環境を踏まえ、見直す必要があるのではないか。

### **(管理上の措置)**

- ・事業者が講ずべき管理上の措置については、ホテル・レストランのメニュー偽装問題を契機として作られたため、別添資料ではそれに関連する例示が多いが、様々な業種・分野に馴染むようなものにし、より多くの事業者の体制整備を促進してはどうか。
- ・広告主によるアフィリエイト等の管理に限界があると認められる場合には、広告主体・表示主体の拡大も視野に入れた見直しも必要ではないか。

## **3 その他**

### **(見直しの視点等)**

- ・法改正ありきではなく、どのような目的のために、どのような手段を用いるのが適切なのかを十分に検討する必要があるのではないか。故意により不当表示を行う悪質業者だけでなく、過失により不当表示を行い、処分を受けた事業者もある。経済成長という観点からも、過度に事業活動を委縮させない観点も必要ではないか。
- ・現場で何が起こっているのかを把握するために、中小企業を含む事業者からもヒアリング等を行ってはどうか。

**(適格消費者団体との連携)** 適格消費者団体は景品表示法違反に対する差止め請求ができるが、消費者庁との協働・連携はどうなっているのか。

**(都道府県の執行)** 都道府県にも措置命令権限が付与されたが、都道府県の中には、執行件数が少ないところもあるのではないか。

**(被害回復策)** 効率的な法執行と抑止力の向上のために、違法収益を用いた被害回復の促進策についても検討してはどうか。

**(公正競争規約)** 公正取引委員会から消費者庁に所管が移り、「公正競争規約」から「協定又は規約」に名称が変更されたが、今でも「公正競争規約」が一般的に使用されており、「協定」、「規約」のみでは意味が分からないので、名称を変更することを検討してもよいのではないか。